

千葉市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年9月3日

千葉市監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	伊	藤	康	平
同	向	後	保	雄

2千総業第145号

令和2年8月24日

千葉市監査委員 大木 正人 様  
同 宮原 清貴 様  
同 伊藤 康平 様  
同 向後 保雄 様

千葉市長 熊谷 俊人

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成27年度及び平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

## 平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### Ⅱ-1 ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

##### 1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

###### (5) 財産管理（物品、被服等）について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p><b>オ. 被服管理について【環境事業所】（報告書P100）</b></p> <p>適正な被服管理について、千葉市職員被服貸与規則によると、「退職その他の事由により、被貸与者でなくなったとき、又は貸与品を使用しなくなったときは、別表に掲げる貸与品については給与課長に、その他の貸与品については所属長に、速やかに返納しなければならない。」と規定している（第6条）。また、同規則第6条但書によると、「ただし、特別の事由により返納することができないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。</p> <p>ここで、職員に貸与していた被服の実際の取扱いとしては、給与課が貸与している技術服及び作業服については、被服の再使用及び本市職員以外の者による使用を防止するため、同条項の本文規定のとおり、退職等により被貸与者でなくなったとき又は貸与品を使用しなくなったときは給与課に返納させており、使用可能なものについては再使用し、使用不可能なものについては給与課で処分している。ただし、実際には、再使用が不可能な状態の被服の場合は、被貸与者が返納しないケースも多い。</p> <p>また、給与課及び所管課の間で協議の上、給与課が「特別の事由」があると判断した場合には、被貸与者が技術服及び作業服を返納しなくてもよい旨、給与課が了承している。この「特別の事由」とは、主に亡失した場合及び損傷が著しい場合である。損傷が著しい場合は、被貸与者に対して被服を裁断し、着ることができない状態にした上で、処分するよう指示している。ただし、事務処理手続は電話等により口頭で行っており、決裁文書等は作成していない。</p>	<p>千葉市職員被服貸与規則に従い、退職等により被貸与者でなくなったときは、再使用が不可能な状態の被服についても、決裁を経た上で、給与課に返納している。</p>

ここで、「損傷が著しい場合」であっても、同規則第6条但書に規定されている「返納することができないと認められるとき」に該当するか疑問である。貸与された被服について、業務外での再使用及び本市職員以外の者による使用を防止する必要があるにもかかわらず、廃棄処分は各人が行うこととされており、私用を完全に防止できる体制とはなっていない。したがって、退職等により被貸与者でなくなったときまたは貸与品を使用しなくなった場合のみならず、損傷が著しい場合も、被服の状態を問わず市に返納させるなど、市において被服の再使用の可否を検討し、使用不可能なものを処分するという運用を考える必要がある。また、事務処理手続を行う際には決裁文書等を作成する必要があるものとする。

「特別の事由」の解釈について、同規則第6条但書の規定を拡大して解釈したり、内部決裁を踏まなかったりする運用を見直されたい。また、事務処理手続を行う際には文書により決裁を行われたい。また、亡失の場合を除いて貸与した被服の状態を問わず例外なく市に返納させ、市において被服の再使用の可否を検討し、使用不可能なものを処分するという方法についても検討されることを要望する。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

5.9. 千葉市消防局・中央消防署設備等総合管理業務委託（No. 243）【消防局総務部施設課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 再委託の管理（報告書 P231）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務は、市消防局・中央消防署の設備等の総合的な運転管理業務を適切に維持管理するために実施されるものであるが、その性質から業務の一部について、外部への再委託することが想定される業務である。平成29年度における本委託業務の再委託割合は、23.2%（8,565千円/36,960千円、いずれも税抜金額）であり、仕様で求める業務の大部分を再委託している状況にはない。主な再委託業務は、空調設備保守点検業務/空調用自動制御装置/定期保守点検の6,500千円であった。</p> <p>なお、再委託が想定される委託業務においては、業務を発注する時点で再委託を認めるかどうか、認める場合にはその範囲、再委託先の要件を仕様書等で明らかにする必要があるが、本委託業務の仕様等では、そのような内容は発注時に定められていない。</p> <p>また、委託契約書において、「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」と定められている。</p> <p>発注課では、業務履行開始時に委託先事業者から再委託先のリストを入手し、実施体制は把握しているものの、事前には再委託先の範囲を把握していない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>入札執行に当たり一定の資格要件を設ける趣旨は、価格競争による低価格な調達を図る一方で、仕様で定めた業務の履行可能性を一定の資格要件に求めることにある。再委託が行われる場合、本趣旨を達成できない可能性があり、そのことを防ぐために、業務を発注するに当たっては、仕様書等で再委託業務の範囲や再委託先の要件を定める必要がある。また、その上で、業務履行開始に当たり、委託先事業者から再委託業務に係る実施体制の報告を受け、その内容が仕様に沿ったものであるかどうかを十分検証し、再委託に係る承諾が</p>	<p>本委託契約については、その性質上、仕様等であらかじめ再委託業務の範囲や再委託先の要件を明確に定めることは困難であるため、令和元年度分から、再委託が予想される業務を仕様で例示することとした。</p> <p>また、令和元年度分の契約に係る委託先事業者に対しては、業務履行開始時に、再委託先の状況等について報告を求め、再委託業務の範囲や再委託先の体制が仕様に沿ったものであることを確認したうえで、書面承諾を行った。</p> <p>なお、令和元年12月25日付け契約課長発「契約約款等の一部改正について（通知）」に基づき、令和2年度分から、再委託先の状況等をあらかじめ発注者に通知するよう契約書の内容を改め、再委託業務の範囲や再委託先の体制が仕様に沿ったものであることを確認している。</p>

行われる必要がある。

このような趣旨に鑑みると、本委託業務においては、契約締結後、委託先事業者からの再委託先のリストを徴収することにより、再委託が実施される業務の内容を知り得ることとなるが、本委託業務で想定されていない再委託業務が含まれていたとしても、事後承諾せざるを得ないおそれがあり、運用として不十分である。

また、委託契約書において、発注者への承諾方法について定めはないものの、承認手続の透明化を図るためにも、書面承諾による方法が必要と考える。

**【指摘】**

施設に係る総合的な維持管理業務等、受注者が業務を履行するに当たり、再委託が想定される業務については、発注時に仕様書等により再委託業務の範囲や再委託先の要件を適切に定められたい。

また、業務履行開始時に、再委託先の状況について事業者から報告を求め、再委託が仕様に沿った業務や再委託先であることを十分に検証の上、事業者に対して書面承諾することが必要と考える。